

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

2010年5月31日

本日、当社は、原子炉等規制法^{※1}第37条第1項の規定に基づき、経済産業大臣に保安規定^{※2}の変更認可を申請しました。

今後、国による審査を受けてまいります。

【主な申請の内容】

保安規定 第1編 運転段階の原子炉施設編(3号炉、4号炉及び5号炉に係る保安措置)

- (1) 原子炉施設を構成する機器の種類に応じて、機械品・電気品・計装品の種類毎にそれぞれの保守管理業務を所管していますが、一部の設備について、機械品・電気品・計装品の種類によらず、設備単位の保守管理業務を一元的に実施する分担に見直しすることを踏まえ、関係職位の保安に関する職務を変更します。
- (2) その他、記載の適正化を図ります。

保安規定 第2編 廃止措置段階の原子炉施設編(1号炉及び2号炉に係る保安措置)

- (1) 1,2号機の廃止措置計画(2009年11月18日付認可)との整合、廃止措置対象施設の維持すべき仕様、性能および維持管理を行う廃止措置対象施設の明確化の観点から保安規定の廃止措置対象施設の維持管理において、記載の明確化を図ります。
- (2) その他、用語の統一等、記載の適正化を図ります。

※1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制を行う法律です。

※2 保安規定は、正式には「原子炉施設保安規定」といい、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。

以上